

地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）における主な修正箇所

第1章 地域脱炭素化促進事業 制度の趣旨・概要



太陽光発電



風力発電

好風況地の例を追加

1. 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要

第2章 都道府県基準

2.1.1 都道府県基準とは

2.2.1 都道府県基準とは

例示の修正

2.1.2 都道府県基準の具体例

2.2.2 都道府県基準の具体例

第3章 市町村における 促進区域の設定

3.1.1 促進区域とは

3.2.1 促進区域とは

事例の追加

3.1.2 ゾーニングの手法・実施例

3.2.2 ゾーニングの手法・実施例

3.1.3 地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

3.2.3 地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

-  : 主に本ハンドブックで
新規検討
-  : 主にマニュアル以外
の資料から紹介
-  : 主にマニュアルからの
引用

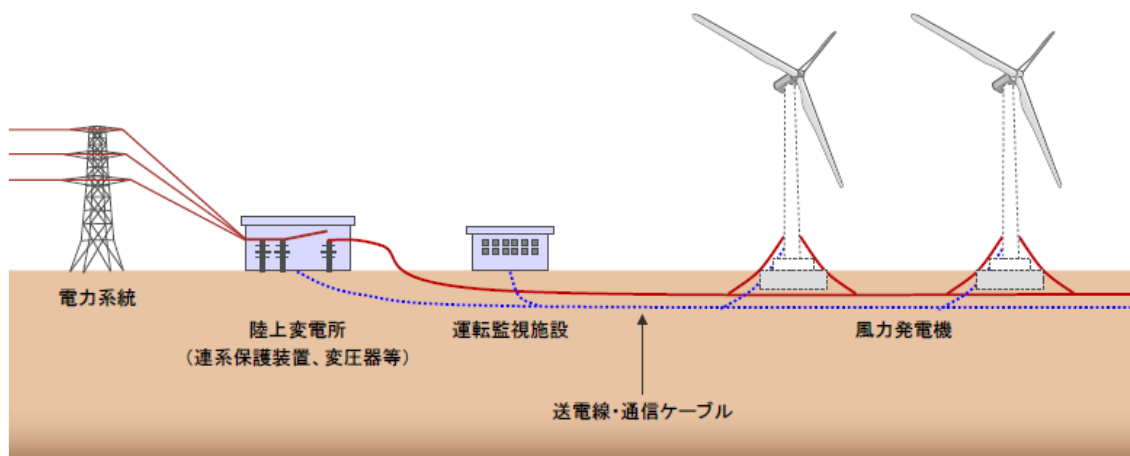
1.地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要

- 風力発電施設のイメージ



- 風力発電施設は、**発電設備**、**運転監視施設**、**変電所**、電力を送る**送電ケーブル**等で構成されます。それ以外に**取り付け道路の新設**や**拡幅**等の工事が行われる場合があります。
- 設置場所は、好風況地として「沿岸」、「半島」、「平野部」、「丘陵／高原」、「**山地（尾根）**」等があります。

風力発電施設のイメージ



設置場所



沿岸部
(秋田県湯上市・秋田市)



半島部
(愛媛県佐田岬半島)



尾根部
(高知県大月町)



丘陵部
(秋田県にかほ市)



平野部
(山形県庄内町)

2.1.2 都道府県基準の具体例

- 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）



②

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	- A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域） - 環境省レッドリスト - A県レッドリスト	- EADAS - A県ハンターマップ - 地方環境事務所に聴取 - A県自然保護課に聴取	(促進区域に当該区域を含む場合) - 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 - 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける 生態系への影響	- 自然再生の対象となる区域 - 重要里地里山 - 重要湿地	- EADAS - 地方環境事務所WEBページ - 自然再生協議会に聴取 - EADAS - 地方環境事務所に聴取	- 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。 - 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観への影響	- 国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 - 長距離自然歩道 - A県立自然公園区域の普通地域 - 風致保安林	- EADAS - 地方環境事務所に聴取 - A県自然保護課に聴取 - EADAS - A県自然保護課WEBページ - A県森林GIS	- 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。 (促進区域に当該区域を含む場合) - 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 - 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	- 長距離自然歩道 - 保健保安林	- A県自然保護課WEBページ - A県森林GIS	(促進区域に当該歩道や区域を含む場合) - 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が 必要と判断するもの	- 土地の安定性への影響 - 土砂災害警戒区域	- EADAS - A県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) - 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

⇒マニュアルp. 31～34 都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ

3.1.2 ゾーニングの手順・実施例 - ゾーニング事例⑤

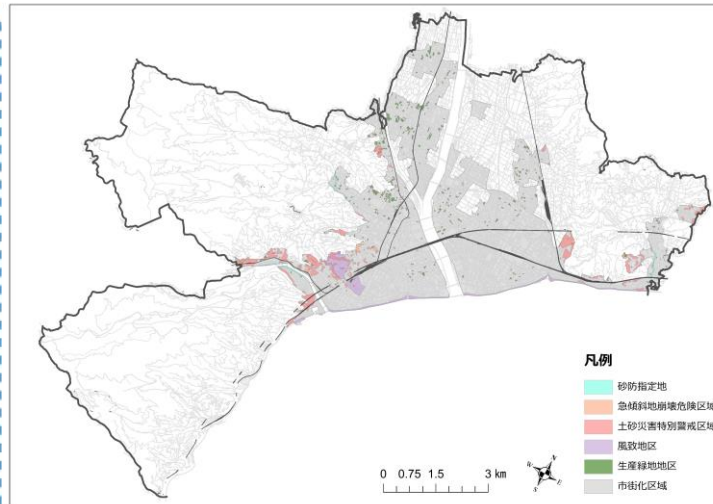


参考事例：再エネ導入目標を踏まえた促進区域の設定（小田原市/太陽光）

- ・小田原市では、「2030年度の市内再生可能エネルギー導入量を2019年度の約5倍（150千kW）にする」ことを目標として掲げ、市内建物のうち設置可能な屋根の3分の1程度に太陽光発電設備を導入することを目指しています。
- ・再エネ導入目標の達成のために、住宅や建築物に限らず利用可能な土地等についても地域への適切な配慮がなされながら再エネが導入されるよう市街化区域を促進区域として設定しました。
- ・今後は、地域脱炭素化促進事業の申請、認定に係るガイドラインを作成する予定です。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(抜粋)

- 促進区域：市街化区域（一部除外あり）
- 種類：太陽光発電
- 規模：個別の事業ごとに、8,000kW未満
- 一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
 - ①市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力すること
 - ②①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること
- 地域の環境の保全のための取組
反射光対策、日影規制遵守、文化財の回避、景観への配慮、騒音措置、土地の安定性、生態系への配慮等
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
広く市民が参加して実施されること、地域の防災対策や経済活性化に資すること等

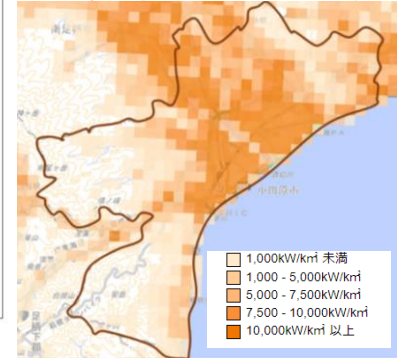


地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

市街化区域のうち、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区を除くエリア。
(2022年4月時点)

再エネ種別	導入ポテンシャル
太陽光（建物系）	568 千kW
太陽光（土地系）	306 千kW
陸上風力	37 千kW
中小水力	0.9 千kW
地熱	1.5 千kW

再エネ種別導入ポテンシャル(発電部門)



太陽光ポテンシャルマップ

参考：「再生可能エネルギー情報提供システム
[REPOS]」（令和4（2022）年4月1日）

出典：小田原市ウェブサイト「小田原市気候変動対策推進計画」を策定しました」

<<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/zerocarbon/climatechange/keikaku.html>>

3.1.2 ゾーニングの手順・実施例 - ゾーニング事例⑥

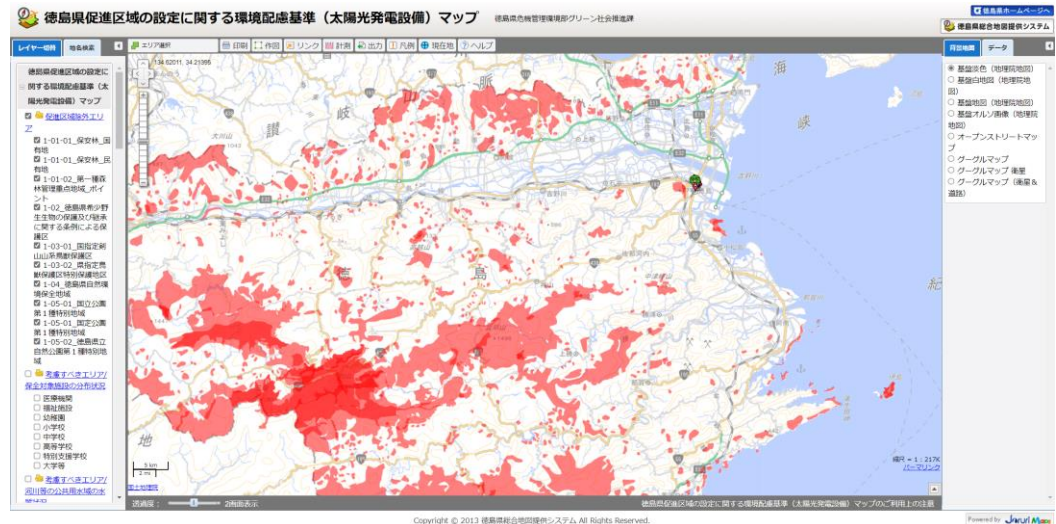


参考事例：WebGISを活用した都道府県基準の見える化（徳島県/太陽光）

- 徳島県では、都道府県基準である「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（太陽光発電設備）」を、マップ化し、県のWebGISシステム（徳島県総合地図提供システム）で公開しています。WebGISとすることで、利用者が地図を自由に拡大・縮小でき、地図上での作図や計測、データ出力が可能となっています。
- 都道府県基準をマップ化することによって、市町村が促進区域等を検討する際に、具体的な促進区域のイメージを協議会などで共有しながら検討することができるようになりました。

徳島県環境配慮基準

- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等）
- (2) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区、遍路道等）
- (3) 農地の保全（農地法等）
- (4) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律等）
- (5) 保安林（森林法等）
- (6) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (7) その他環境配慮に必要と認められる事項（津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等）



徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準 （太陽光発電設備）マップ

出典：徳島県ウェブサイト「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準を策定しました。」

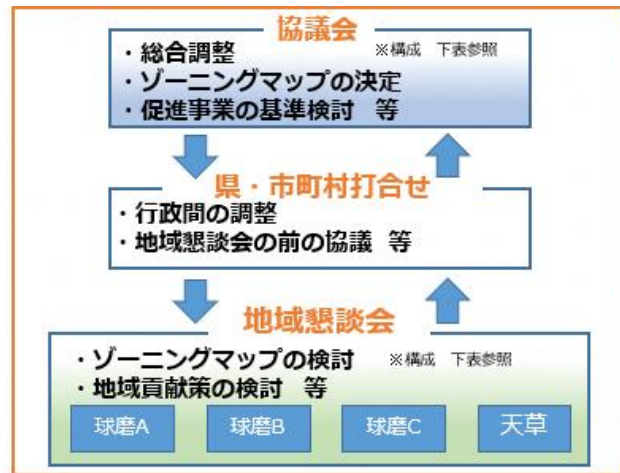
<<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7208134/>>

3.2.2 ゾーニングの手順・実施例 - ゾーニング事例⑦



参考事例：都道府県による広域的ゾーニング（熊本県/風力）

- 熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が主体となりゾーニング調査を実施し、県の環境配慮基準の策定、地域ごとのゾーニングマップの作成、促進区域となり得る範囲の検討を行いました。
- さらに、地域ごとに、森林組合、自治会、商工会など地域関係者を中心とした地域懇談会を県と市町村で共同開催し、県が作成したゾーニングマップをもとに、再エネ導入や環境保全に関する意見交換を通じて、より具体的な促進区域となり得る範囲を検討しました。



協議会
地域への再エネ導入に知見のある学識者、国や自治体を始めとする行政機関、地域関係者等による総合調整や合意形成の場として位置付ける。ゾーニング手法・ゾーニングマップの決定や地域脱炭素化促進事業の認定基準等を検討する。

地域懇談会
森林組合をはじめとする林業関係者等の地域関係者を中心としたゾーニング作業部会として位置付け、導入可能性検討エリアに対して意見を述べる。また、再エネ導入における地域貢献策を検討する。



これらをベースに市町村が候補地周辺の住民等と合意形成し促進区域を設定することを想定

ゾーニングと促進区域候補地の絞り込みの手順